

2 長野市福祉医療費給付金について

当審議会では、長野市福祉医療制度について、平成 21 年 6 月に諮問を受け、制度全般について審議し、平成 23 年 1 月までに答申することとしている。

しかし、平成 21 年 11 月に長野県福祉医療費給付事業検討会から乳幼児等の対象範囲の見直しの提言があったことにより、県補助対象の拡大部分については、早期に実施することが必要であると判断し、先行して審議を行った。

なお、現行の福祉医療制度を取り巻く現況を見ると、高齢社会による医療費の増加や医療制度改革による自己負担額の増加等に伴い、福祉医療費給付額が急激に増加する一方で、福祉医療費給付額の伸びに比べて財源である税收の伸びが追いついていない状況にある。

このような現状も踏まえ、審議の結果、下記のとおり見直すことが適当である。

記

(1) 対象範囲について

乳幼児については、子育て支援・少子化対策のひとつとして、安心して医療を受けられるための重要な政策であること、小学校低学年までは病気にかかることが多く、一人当たりの医療費が高い傾向にあること、通院に比較して入院に係る 1 レセプトあたり医療費自己負担額が非常に大きいこと、この制度を将来にわたり持続可能なものとする必要があることなどを総合的に判断して、「所得制限を行わず、給付対象に小学校 1 年生から 3 年生までの入院を加える」ものとする。

精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者は、地域において自立支援医療を活用しているものの、経済的負担により通院を控えることがないように助成は必要と考えること。また、すでに補助対象となっている他の障害区分との比較から、「精神保健福祉手帳 2 級所持者についても、通院（自立支援医療分のみ・所得制限は本人所得税非課税及び扶養義務者特別障害者手当準拠）を対象」とする。

(2) 実施時期

平成 22 年 4 月診療分からとする。

〔参考〕

長野県は、福祉医療費に対する補助対象について検討するため、市町村の代表を含む「長野県福祉医療費給付事業検討会」を平成 20 年度に設置した。同検討会では本年度計 5 回の審議を経て、平成 21 年 11 月に一部補助対象の見直しの提言を行った。

内容は「乳幼児の対象範囲については、所得制限を行わず、小学校 1 年生から 3 年生の入院まで拡大すること」とし、また「精神保健福祉手帳 2 級所持者についても、通院（所得制限は所得税非課税）まで拡大し、当面、対象医療を自立支援医療（精神通院医療）のみに限定して実施すること」とした。

「実施時期については、平成 22 年 4 月診療分から」とするものである。